

第6回まちづくり検討委員会議事録

と き：平成21年12月18日（金）13：30～15：40

ところ：市役所2階第3会議室

○ 市民協働推進課長

あいさつ

○ 会 長

このまちづくり検討委員会としては、年内では今日が納めの議論。後ほど今後の進め方について説明があると思うが、年明けにあと2回行う予定。今日は一定の論点整理を行っていく。

本日の議事は3つ。資料1地域自治組織の検討については、これまでもずっと説明をしてきているので、確認のみ。

メインは、資料2論点整理について。前回何を議論したかを確認する意味も含めて、お手元の議事録を手引きにしていだければと思う。資料1については、繰り返しになるので、資料2を中心に事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料2 説明

○ 会 長

前回集中的に27の論点を整理してきた。特に前回の議論に入る前までは、1番の何のために取り組むかという目的について随分時間をかけた。これを常に意識して具体的中身の方向性を見誤らないようにしたい。地域自治組織設立の目的としては、一時的とは言いながらも行政・行政区のスリム化を目指すということ、10年後の高齢化をいかに乗り切るかというためにやるかということ、地域のつながりを強化してモレという部分を少なくしようということ、地域団体同士でお互いの状況を知らないという状態を打破していこうということ。この目的を目指してみんなで手を組んでやろうというところは、前回ご確認いただいたところだ。

今日今からやる作業の1つ目として、前回までの内容を確認して修正したいという点があればいただきたい。2つ目は、空欄になっていたり持ち越した部分、未決事項のご議論をいただきたい。3つ目は、もしも新論点が現れた場合は、それについての有無を確認した上で、時間の許すところで議論に入りたい。この3点を押さえ込みたいが、よろしいか。

では前回の内容の確認からいく。ここに書かれている内容を少し頭を冷やして改めて見たら、ちょっと、というところがあったらどなたか。

○ 委 員

前回、老人会の考え方を今回述べさせていただきたいと言っていたが、2つ目のテーマである10年後の高齢化を乗り切るためにはどうするか、と絡めて申し上げる。

これは、老人会の統一見解ではないが、結局高齢化が問題になるということは、老人達が早く

言えば、お荷物になるということ。いわゆる肉体的にも精神的にもいろんな意味で生産性が低いからお荷物になってしまうので、それを解決できれば、老人はひとつの大きな戦力になる。現在市老連には40の老人クラブが加入している。町区は77あるので、約半分の町では老人会が結成されていないか、かつては形成されていたが今はない。その大きな理由は、老人会を運営していく人材がない。70歳以上の、こんな言い方は悪いが、お茶のみばかりしている会なら、役に立たない。だから、老人会をもっと若返らせないといけない。若返らせるために一本杉区では、区長の英断で総会を開き、60歳に達した人はみな老人会に自動的に加入することになる方式を採用している。60歳から65歳まではまだ仕事についている人も多いので、老人クラブの活動に従事できないが、65歳から70歳のまだ元気な人を使うと老人クラブの運営ができる。この方式を全町区に採用していただきたい。そのためには、区長の英断と協力が必要。そして、区として決めたからには、運営活動費は区から出すという形になった。例えば研修旅行などは個人負担だが、それに伴う諸経費は区から出す形をとっている。こういう方式を採用してもう3年になるが、全町区で採用すれば老人パワーを結集できる組織ができる。今は半分なので、全市で取り組む。当然行政の支援がある程度必要と思う。そういう援助がないと完全には出来上がらない。60歳以上の方で、社会においていろんな経験をし、知能や学術的知識を持っている人がいっぱいいる。こういう方を利用する方策を考えないといけない。そういうことを考えの中に入れていただいて、この自治会組織の中で考えていただきたい。

○ 会 長

今老人クラブのことを例示でいただいたが、老人クラブだけに限らず、婦人会であれ、民生委員であれ、皆さんそれぞれがお互い知らない状態があるので、こういう風に地域の中でこんなことがあるが、という話をする場を作る必要があると思うし、そのための恒常的な仕組みや組織であったりすることが必要だろう。

今おっしゃった中でポイントになるなと思ったところは、各団体の規約やルールを少し見直して、新しい体制に移行していくときに、参加や担い手の拡大に向けるような段取りの組み方を考える、今まで当たり前のようにやっていたルールや進め方に少し手を入れて、単独の団体だけではなかなか判断しづらかったり、いいのだろうかというような遠慮があたりするので、そのあたりを区長が後押しするとか、公民館からなるほど、と合いの手を入れることがこの準備期間に成り立てば、お互いプラスになる動きになると思う。

皆さん、いかがか。ほかの論点も含めてご意見をいただきたい。まずは資料の中に書かれている内容の確認をいただきたい。

○ 委 員

問題は、公民館や老人福祉センターの役割分担をこの中である程度出すのか市の方でやるのかどうかという点だろう。

○ 会 長

公民館と老人福祉センターは、2枚看板ではなくてあくまで一本化し、メインは公民館で老人福祉センターを分館的扱いにして、場合によっては名称も変えるということまでは、前回までに論点として整理した。残っているのは、現在の職員の役割分担をどうするのかと、拡大すれば、地区外から利用者が多く来ると思うので、利用制限をするかしないか、また現在老人福祉センタ

一の実質的な機能となっている風呂をどうするかというところを包括した話になるかもしれない。
未決事項も含めてお願いします。

○ 委 員

22番はどう解釈すればいいのか？委託料は自治組織の活動財源になる。実際単位自治会で委託を受けているものを、新しい組織に委託先を変更することはないということは、23年度以降は旧自治会と新自治会が平行して存在するという形なのか。

【事務局】

前回申し上げた事例は、河川の堤防の草刈をしている単位自治会があるという質問の事例でした。地区の自治組織ができたときに、その地区のすべての河川の草刈を新しい自治組織にさせるのかというものだったと思います。基本的には、ひとつの町が行っているものを取り上げるということはありません。残りの区間を地域でしようという話になるところもあるだろうし、単位自治会と話がついて、全域を地区でしようかという話になる可能性もあると思います。基本的には、現在単位自治会でやっているものは、尊重させていただきます。新旧ということではなくて、単位自治会と地域の自治組織という考え方で、前回説明させていただきました。

○ 会 長

今、一個一個の単位自治会に出ている委託を一度切って地区の自治組織で受けるという話ではない。現在の既存の役割というのはそのまま継続させて、ものによっては新しい広範囲な自治組織の中に広がる可能性があるよ、という主旨。

○ 委 員

これは、3番のモレがないように地域のつながりを強化する、と4番の地域団体同士のお互いの状況を知らない、というのが今の質問につながると思う。私の地区では実際2、3町区だけが直接市などと契約を結んで草刈をやっている。それを地区に持ってくるというのは問題がある。

区から色々な団体に助成金を出しているの、なべて全体を把握しているのは区長か民生委員と思われるので、当分の間旗振りを区長がしていこうと、お互いの仕事を知らながらこれは地区でやったほうが良いなどと整理統合していこうということで、会長会の中では了解してもらっている。

ただ問題は、老人福祉センター。この会議の前に老人福祉センターに行ってみようかなあと思ったが、突然行くのも、と思い、まだ行っていないが、部屋割りがどうなっているかなど見て各論の中で議論しないといけないと思う。

○ 会 長

やっぱり順番に行く。2ページをご覧いただきたい。各論の区域はこれでよろしいか。ここで出されたことが年明けに提言書という形で生まれ変わっていく。

○ 委 員（複数）

これでいいと思う。

○ 会 長

では、区域に関しては、ここにある小学校区であり、弥生が丘の取扱いと人口規模での再検討はなしということよろしいか。

○ 委 員（複数）

はい。

○ 会 長

では、3ページ目。今話題になっている活動拠点のところ。5番から7番までの中身についてはこれでよろしいか。

○ 委 員（複数）

はい。

○ 会 長

では、8番9番を改めて取り上げる。8番の公民館等の利用状況が飽和状態なので、他地区からの利用制限はどうするかという点だが・・・。

○ 委 員

利用制限する必要はないと思う。余裕があれば公民館の活用は、どうぞということで問題ないと思う。

○ 委 員

若葉は逆だ。若葉地区の方がまず優先ということができればなら、公民館も受付しやすいと思う。今は順番制というか申込の早いもの勝ち。それについては、反対と今でも言っている。若葉地区で借りようとした場合、もう予約が入れられませんという状況。若葉地区の話し合いのあと予約を入れようとしてももう既に押さえられている状況。地区を優先すべき。

○ 委 員

私のところでも3ヶ月も前から予約を入れようとするものを断れない。だが行政の行事などが入った時は差し控えをお願いして断っている。私的なサークルより公的なものが優先。

○ 委 員

他地区からの申込はあるのか。

○ 委 員

ある。田代が空いていると聞いたので来ました、という人もいる。

○ 委 員

町区単位でも公民館あるでしょ？ 基里の人が田代公民館にというような町区の団体の申込があるの？

○ 委 員

町区の団体というより、自分達でお金を集めてやっている有料のサークル団体が多い。町区の場合は町区の自治公民館を活用する。

○ 委 員

有料のサークル団体なら貸し出し代も有料でしょ？

○ 委 員

有料。時間あたりいくらの部屋代を取る。あちこちからお見えになっている。

○ 委 員

では、「制限する」はそのままにしておいて「空いていたら貸す」という風にしてはどうか。

○ 委 員

いや、「制限する」は、ちょっと・・・。

○ 委員

「調整する」ではどうか。そしていっぱいだからお断りします、とすればいい。他地区からの利用については、「制限する」と。

○ 委員

「調整する」くらいならいいだろう。

○ 委員

例えば県外や市外の人？そういう約束事はこれから作るの？

○ 委員

そう。

○ 委員

一時そういう傾向があった。地区公民館はだいぶ値段をあげたのだろう。今まで田代公民館を借りていたが、賃借料が上がったということで、町区の公民館を借りたいと二日市の方から連絡があった。町区の公民館は町区の方以外にはお貸しすることはできないと言って断ったことがある。お金を取ってやるということだったので、基里公民館を紹介したが、交通の便が悪いので、ということがあった。ここは「調整する」でどうか。

○ 委員

「制限する」としていると説明会などをしたときに突き上げを受ける。

○ 委員

対外的な活動をしている者にとっては、空いているところで受けていただけるならありがたい。

○ 会長

今の話を伺っていると、原則地区優先ということか。それで、物理的に余裕があれば、市内の人の利用については配慮しよう、ただ市外からの利用は制限、で調整していくという形で対応していこうということか。そう言いながらも、サークルの有料催事など細々としたものが出てきそうなので、そのあたりのルール作りと7地区の申し合わせを徹底しておくことがこの1年間で大切な作業になる気がした。地区の利用率によっては、調整する余裕もないところもあるだろうし、逆に調整できるところもあるだろう。そこのところを7地区の情報交換の中で、まだ私のところは余裕があるので、優先配慮できますとか、若葉は飽和状態だということを皆さんにお知らせしておけば、あそこがどうだった、ここがどうだったというような話にはならないだろう。

○ 委員

今も各公民館から担当課に午前、午後、夜間の利用情報があがっていつているので、状況はすぐ分かる。

○ 会長

公民館側はそういうことについては分かるだろうが、そこが利用者側には分からない部分。団体同士で、知らないという状況を打破するためのルールの周知であったり、団体同士の申し合わせなどもしておく必要がある。知っている、知らないで得した、損したなどの話になるのは、癪にさわるところも出てくる。

○ 委員

若葉公民館の場合は、午後5時以降利用があるときに、職員以外に夜出てくる人が2人いる。

お金はどこから出ているか知らないが、公民館が5時以降詰まった場合は、今までのようにその方たちの賃金が払えるのかという問題がある。

【事務局】

夜間管理人ということで、行政のほうから負担していると思います。

○ 委員

これはそのままやっていると大変なことになる。

○ 会長

では、この他地区からの利用制限については、制限するのではなく、調整していくこととし、ちゃんとルール作りをして、徹底していき、特に利用者側に周知して行って、早いもの勝ちというようなことがないようにするというこことよるしいか。

○ 委員（複数）

はい。

○ 委員

ルール作りの中に入っているかもしれないが、申込書の統一などは入っているか。

○ 委員

統一している。

○ 会長

そういうことを1つ1つ確認していくことが大切。ちょっとしたことが疑心暗鬼につながっていく。では、風呂はどうするか？

○ 委員

老人福祉センターのセンター長会議などを開いてもらって、利用状況などから廃止の方向で進んでいるという話も聞く。

【事務局】

それはまだ検討段階で、方針は出ていません。老人福祉センターなので、老人クラブや区長さんの話を当然聞かないといけませんし、今の段階で廃止が決まっているということは有り得ません。前回申し上げたのは、検討する遡上に載っているということだけです。

○ 委員

とことこ行って利用状況などをセンター長に聞きに行ってもいいのか？

【事務局】

問題ないです。

○ 委員

コミュニティセンターになって、風呂までというのはちょっと・・・。問題は使う人の使い方が問題。聞くところによると銭湯代わりに使っていて、自分の石鹸や洗面器を置いている人もいる。現場がそういうことでは困る。風呂を残すということであれば、市内に高齢者用に東と西に2箇所残すくらいでいい。

○ 委員

この前バスの路線を変えた。河内のとりごえ荘が指定管理者制度になって、聞くところによると食べ物の持ち込み禁止になった。

○ 委員

そう、とても不便になった。

○ 委員

逆に言うと、たとえ交通の便が良くなっても利用する人が少くない、わざわざタクシーでは行かないといったようなことがあったりするので、老人福祉センターの取扱いは慎重にしないとイケない。ただうちの近所でも、老人福祉センターという名称なので、一般の人や子どもは利用を拒否されたという話も一部で聞いたことがある。

○ 委員

老人センターの利用は何歳以上なのか。

○ 委員

60歳以上だ。

○ 委員

子どもを連れて行けないの？

○ 委員

ダメなようだ。地区によっては、土曜日は若い人にも開放されているようだ。

○ 委員

それなら、断られるのも当然かな。

○ 委員

部屋は子供たちには開放されているようだが、お風呂までは分からない。

○ 委員

施設に行っても、風呂には入れないの？

○ 委員

はい、老人福祉センターだから。

【事務局】

老人福祉センターは、60歳以上の老人の方ということになっています。これも今までの行政の悪しき縦割りですが、60歳以上の方の利用制限は現実的にしてきているはずですが、例えば、このごろ問題になっているのは、地域で高齢者のカラオケ大会をしようという話があったときに60歳以上じゃないとダメといった形式ばった対応を市がやっているという指摘も受けています。せっかく地域でそういう催物をして、その中に50代の方がおられた場合、60歳以上じゃないとダメだとお断りしてきたケースがありました。そのあたりは柔軟に対応するようということと、申し合わせでさせていただいています。今までそれで押し通してきた現実があります。

○ 委員

それなら、風呂の取扱いということではなくて、この項目はいるのか。

【事務局】

総合的な老人福祉センターの活性化策の1つとして申し上げたので、皆様方で具体的な意見があれば当然担当課に申し上げますが、大きな枠組みでの活性化策というのは、行政のほうで当然練っていかなければならないというのは間違いありません。

○ 会長

もともとの話としては、公民館と老人福祉センターを一つにするというところで、現在ある老人福祉センターの機能、役割を当然変えていく必要が出てくる。その時に風呂というのは一番分かりやすくかつ皆様にとって身近すぎるくらい話題なので、具体的に浮かび上がってきた。もし一本化して看板を架け替えて、場合によっては名称まで変えよう、役割分担も見直そうということであれば、当然現在ある老人福祉センターにおける今の機能の見直しや役割再配分についてもご検討いただくということを強くお願いしたい、というのがこちらが言えるところか。

9項目目の風呂は、こういうこと（風呂に括弧をつける）だ。特に風呂は分かりやすいところだが、要は一本化するときは、老人福祉センターをどうするの？というところだ。

○ 委員

サブ的に使うことを決めているので、当然老人福祉センターという名称もなくなるだろう。

【事務局】

最終的には、公民館も老人福祉センターもなくなるんでしょうけど、経過的には公民館、老人福祉センターの名前を残しながら、例えば、「コミュニティセンター」という名称になるのか、「まちづくり推進センター」という名称になるのかは分かりませんが、経過的な段階を踏んで、最終的には老人福祉センターや公民館の看板を下ろしていくという考え方です。ですからその間、両方の名前を使うとすれば、若葉のコミュニティセンターのようになりますので、一方で60歳以上の利用制限をかけながらもう一方で利用制限を撤廃するという形になります。

○ 委員

今、老人福祉センターは無料で使わせていただいているが、公民館は有料だ。ただ一緒になれば、無料はなくなるということか。

○ 委員

無料使用はなくなるだろう。

○ 委員

お風呂は無料だろう？

○ 委員

将来的にはどうなるか分からないが、現行をそのまま包含したルール作りをしていかないと。

○ 委員

老人センターは無料だろうね。

○ 委員

有料にしていたら、10年後は大問題。

○ 委員

全部有料というのは、大問題だ。市老連は大反対する。

○ 委員

公民館の分館とするならば、今公民館ではサークルが1時間くらいで借りて勉強をしているが、その人達まで老人福祉センターを利用するということであれば、公民館ですれば有料で、老人センターですれば無料ということになるのか？

○ 委員

若葉ではあっているかもしれないが、サークルは老人センターを利用していなだろう。

○ 委員

田代では老人福祉センターで合唱サークルが活動している。

○ 委員

若葉では囲碁が毎日あっている。それからカラオケルームがあつて、あとは公民館を使っている。

○ 委員

だからサークル活動をする人は、今までのように有料でいいのでは？風呂を利用して休む場所は無料。

○ 委員

風呂を利用して休む場所は無料でいい。ただ、60歳以上の方がサークル活動をしていくのは、従来どおり無料で、ほかが満杯でセンターが開いているよというときは、公民館なみに有料。

○ 委員

公民館や老人福祉センターとのネットワークを行政でしっかりとってもらわないといけない。

○ 委員

方針さえここで決めておけば、そういう方向で取り決めてもらえばいい。

○ 会長

目的外使用かどうか、地区内の人を使うか、外からの人が来るのかなど、いくつかの組み合わせのパターンが出ると思うので、その中で何にあわせるかなど具体的なことは後の議論に委ねるとして、この会議の中で考えたいのは、公民館と老人福祉センターを一本化しようとしているので、老人福祉センターの取扱いについては、各センターの状況を確認のうえ、対応は慎重を要すということ。風呂や年齢制限、利用料、機能のことなど、老人福祉センターのことについては、よく考えようということでもいいか。

○ 委員

それでいいのではないか。もう少し内容を知らないことには・・・。

○ 会長

ちょっと情報が少ないし、皆さんの見解もそれぞれあるようだし、老人福祉センターのあり方を検討することとは違うので、方向としてはよく考えようということになるだろう。

○ 委員

鳥栖地区社協は、今鳥栖南老人センターに間借りしている。たまたま資料に風呂の取扱いが載っていたので、センター長に風呂の取り扱いについて話を聞いたが、噂では多分廃止になるだろうがよく知らないということだった。一日利用者はどれくらいかと聞いたら、25人で、常連ばかり。どうしてこんな話が挙がったのかなあと思っていたが、一日中ボイラーを焚いているからだろう。採算あうのかなあと思った。25人を30人にすればいいのか、40人になれば廃止にならないのか、所長も知らなかった。仮に廃止したら、25人の人は困るだろうなど思った。

○ 委員

25人には困るだろうが、絶対ペイしない。民間企業だったら潰れている。利用者が非常に少ないなら廃止の方向に考えるのは当然だと思う。

○ 会 長

時間もないので、先に進む。公民館と老人福祉センターの職員の役割分担をどうしようかということがある。やってみないと分からないということもあるが。

○ 委 員

公民館と老人福祉センターが離れているところには常駐を一人置かなければならないだろう。全く誰もいないじゃ困る。施設が隣接していたり、一緒のところは置く必要はなく、事務室も一箇所でもいい。

○ 委 員

老人福祉センターのことはよく知らないが、一人だけじゃなくて掃除とかする人もいるのじゃないの？

○ 委 員

掃除をする方はシルバー人材センターから来てもらっている。

○ 委 員

それはそのまま従来どおりでなければならぬだろう。

○ 委 員

老人福祉センターは浴槽の問題もあるし、人を一人は置かなければならぬ。

○ 委 員

それは絶対。誰か一人置いておかないと。

○ 委 員

事務所を一緒にした場合、今の公民館の事務所じゃ狭いから、公民館の3名と老人福祉センターの2名の5人に1人増えても研修室に事務所を移せば大丈夫かなとか、1人が老人福祉センターに常駐させないと、とか、ちよくちよく老人福祉センターに出かけるなど私もいろいろ考えていたところだ。

○ 会 長

人数のことから言えば、一本化したからといって片方の施設が無人化することはなく、・・・

○ 委 員

無人化することはできないだろう。

○ 会 長

詳細な分担はやってみないと分からないのかなあという気がする。

○ 委 員

事務員の体制は構成員や組織体制との兼ね合いになってくるのではないか。

○ 会 長

詳細な役割分担は動き始めてから検討や改善を行っていくということになるのか。

○ 委 員

構成団体が決まって活動が始まる前に職員を仕分けして、担当の業務を決めておかないと、上手く回らないのでは？

○ 会 長

新体制の下で準備期間中に検討してもらって、動き始めたあとに改善を図っていく、という当

たり前のような・・・

○ 委 員

できれば事前に決めておいて、スタートした後に調整をしていくということでもいいじゃないか。

○ 委 員

若葉地区の老人福祉センターで女性が風呂場で倒れたことがあった。女風呂を覗けるのはやはり女性のほうが安心だし、でも1人では不安だし、という話が出ていた。

○ 委 員

男性と女性の主事がいても、休みの関係で男性しかいないという場合もある。

○ 委 員

男性の主事は、そんなときは男とか女だからというのは問題外で、しっかり役目は尽くすと言ってはいるが、分かっていることなので、事前に準備してくれるといいかなと思う。

○ 委 員

風呂があるとそんな問題も起こる。いま夜間管理人を置いているが、そういう制度を作ればいい。

○ 委 員

若葉以外のほかの6地区の老人福祉センターではそんな問題は起きていないの？

○ 委 員

老人福祉センターには所長と女性事務員のほかに掃除の方が2人交代でいる。

○ 委 員

人員が増えたら何にもならない。極端に増やすということはおそらく事務局も考えていないと思う。

○ 委 員

いや、それはいくらか増やさないとダメ。余計に増やす、という意味ではなく、あまり行政にとって良いことを言っていると、大変なことになる。後は日々の事務量がどのくらいになるか。そのあたりは予算獲得は別として、最小限の方向に持っていくほかないのだから、地区にお任せいただき、歩きながら決めるというのが一番いいのではないか。

○ 委 員

日々の事務量はそうは多くはないと思うが、歩きながら決める、というのは難しい。あとで1人増やしてくれといっても、なかなか難しい。

○ 委 員

部会の仕事内容をまとめていきながら、どれくらいの仕事量が出てくるのかは、動き始めないとわからないのでは？スタート時点では2、3年の行政の応援があるということなので、その中で詰めていけばいい。

○ 委 員

市老連に入っていない町区の老人会も全部地域自治組織に入れるつもりだから、地区の活動団体を網羅したときに、どのくらい仕事量が増えるかだ。それと地区社会福祉協議会も地域自治組織に包含するときに、週に2、3回出てきている地区社協の事務局員もいる。構成員が増えたとしても、体協や交対協、青少年育成会にしても行事を行うときにその組織を使うので、そう事務

量は増えないと思う。

○ 委員

まだどういう組織になるのかわからないから、何人の人員が必要なのかはまだわからない。

○ 委員

最終的には社会教育と福祉が合体することを考えておけばいい。だから今の倍の人数があればいい。

【事務局】

「今の倍」と言われますが、公民館と老人福祉センターを併せて何人くらい必要ですか？

○ 委員

公民館と老人福祉センターと社協含めて6人くらいあればいいかな。

【事務局】

現状の職員配置は公民館が館長1名主事2名の3名、老人福祉センターが所長1名職員1名の2名、併せて5人体制です。若葉のみ4人体制です。今年度初めに旭と麓を若葉のように公民館長と老人福祉センター長を兼務していただいて、4名で、という話をさせていただいていましたが、そのとおりにしているのが旭で、麓は元の5人体制です。

○ 委員

それは違う。基本的には公民館長と老人福祉センター所長は別、独立。旭が変体。この3月までは1人体制で行こうということになっており、老人福祉センターは基本的には2人体制。

【事務局】

今の職員配置でそのままいけば5人体制ですが、建物の配置状況で、同じ建物であれば1名減らす可能性は残っています。離れている建物のところは5人体制でしょう。公民館長も非常勤ではなく、常勤でしょうという話は私の方から申し上げていますが、そこまで具体的に検討は進んでいません。

○ 委員

それに地区社会福祉協議会の職員が入ってくる。

【事務局】

地区社協の方も同じ事務室で仕事をしていただくイメージを持っています。

○ 会長

まだまだ議論はありそうだが、老人福祉センターに常駐職員を置くことは必須だが、詳細な分担は準備期間中にその内容を洗い出してもらって、数を出すなら4～6名の職員を置き、新体制の下で運用の改善を行う、ということになれば、ちょっと踏み込みすぎか？

○ 委員

「4～6名」というのは踏み込みすぎ。

【事務局】

具体的に数を出すのは、ちょっと……。かえってそれが反対に作用する場合がありますし……。

○ 委員

地域の広さ・狭さもあろうし、ここで人数が何名必要というのはわかるわけがない。

○ 会長

らうし、そのことをとやかく言う筋合いはない。

○ 会 長

27番の表現を見ると、計画はあるが我々がそれをどうするかという考え方だが、それだけではなくて、計画を再度策定し直す場合とかには鳥栖市の現状に合わせたものを行政が作っていないといけない。地域福祉計画とか今までは個別の分野ごとに策定していたものが、まさに総合計画的な地域計画にしていくという方向性を出しておく必要がある。つまり「役所ガンバレ」だ。我々は現状のところでは第一段階を頑張るんだけど、その次は地域の実情に合った計画づくりを役所の各課が協議しながらやっていかないといけないよ、ということ。

【事務局】

それはそうだと思います。この地域自治組織を立ち上げる目標の一つとして、地域の特色あるまちづくり計画を立ててみましょう、というものがあります。そのまちづくりに行政が願う各種計画がぶら下がっているのだらうと思います。行政側が横の連絡・風通しを良くするのは勿論です。

まちづくり計画がうまくいけば、理想形として総合計画の「みらい会議」の地域版が出来上がるのだらうと思います。地域自治組織が立ち上がってどのくらい経ってそんな理想形に行き着くかわかりませんが、そのような大きな目標がありますので、行政としても地域がそれだけ頑張ってもらえるのですから、縦割りの面白くない計画ではダメで、地域の実情に合った計画を作っていくというのは当然の責務だと思います。

○ 委 員

これは23年度から動くと考えているのか。

【事務局】

そう考えていますので、そのとおりするためには内部的にはコミュニティセンター条例などの整備をしないといけません。若葉コミュニティセンターは生涯学習課と社会福祉課の併任辞令を出していますが、それに加えて私たちの考えるまちづくり推進センターなりコミュニティセンターを噛ませないといけません。2、3年はそういう形を取らせていただき、最終的には公民館と老人福祉センターの看板を下ろしていく、と考えています。

○ 会 長

これを踏まえて、「逆に今後は行政が新体制の実態に合った計画作りを行っていくように、行政内で総合的に調整していくようにすること」と、27番に追記しよう。

実は後で話が出るが、最終回のときにそれまでの議論を執行部に返すわけだが、その際各部長にも出席いただいて、私たちから直接「このようにしてください」と話す場にしたいと考えている。我々だけが一枚岩になってもしょうがないし、役所も一枚岩になってももらわないといけない。

○ 委 員

それは当然のこと。そうしないと現場は動かない。

○ 会 長

未決事項に進む。15番の役員について。事務局長の処遇を厚くしようということだけは出てきているが、ほかに権限・任期・報酬など何かプラスしておいたほうがいいとかあれば・・・。

このあたりはどういう段取りで意思決定していくことになるのか。この委員会でどこまで踏み込むということになるが、私はタイミングとしては次の段階かなという感じは持っている。

【事務局】

役所の考え方をまとめていくには少なくとも準備期間中になっていかなければならないことで、取り掛かりはすぐにでもさせていただく。

○ 会 長

このあたりの数字は、この委員会が提言を出した後に、準備期間中にワーキンググループなどを作って決め込んでいく、というイメージでいいのか。

【事務局】

そうです。

○ 委 員

27番の件で、市の計画を活動内容にどう活かしていくか、ということではなくて、関係機関がきちんと協議したうえで一本にして欲しい。民生委員はその計画に沿って活動していくことにもなる。論点になったとき情報提供することになっているが、社会福祉協議会が計画を管理していたり、市の社会福祉課が事業を持っていたりすることもあるので、きちんと機関が一本化して指示を出すとか、内容をひとつにするというようなことを提案したい。

○ 委 員

民生委員は法的に制限されているでしょ？

○ 委 員

法的に制限されているのは守秘義務。

○ 委 員

市からの指示通りに民生委員としての業務は動いてもらうよう一線を画し、あとはボランティアみたいに協力してもらいたいと私は思っている。

○ 委 員

民生委員として参加するのであれば、その基本的なところは壊せない。

○ 委 員

消防団と同じように協力は大きいしてもらいたい。

○ 委 員

そう思う。

○ 委 員

福祉の大きな問題は民生委員が一番詳しいし、例えば声かけなどは民生委員中心にボランティアで活動されている。

○ 委 員

「民生委員はボランティアです」と明記されているので、ボランティアですることの中に入るんだろうけど、民生委員という肩書きでやる活動については、一線を画する必要がある。

○ 委 員

それは社協と同じように組織体制の中に入ってこられるだけで、活動はその団体でやっても

○ 委 員

事務局長は置くのか。

【事務局】

そのあたりの組織体制は今後詰めさせてもらいますが、ここでいう事務局長とは会長がいて、事務的な総括官というイメージでの事務局長ですよ。ですからこれは常駐なんだろうというイメージでこういう議論が出てきているはずですよ。

○ 委 員

常駐だろう。そうなってくるとコミュニティセンター長は常駐じゃなく非常勤でもいいのでは？

○ 委 員

いや、非常勤ではダメ。会長は常勤でなきゃダメ。

【事務局】

地域自治組織の会長がコミュニティセンター長なのかどうかというのも今後詰めさせてもらわなければなりません。例えばコミュニティセンター長が事務局長で地域自治組織の会長は別にいるというイメージもあります。

○ 委 員

会長、事務局長を置いて、事務局長は実務の総括をしてもらおう。

○ 委 員

トップが自ら動くのではなく、事務局長がまとめるのがいい。

○ 会 長

「常駐の職員として会長、事務局長、その他の職員を置き、センター長との役割・兼務等を検討する」ということでいいか。

○ 委 員（複数）

はい。

○ 会 長

前回の内容もこの資料の中に書いてあるが、特にここは、というものはないか？また資料の中の何も書いてなかったところや、未決的なことは皆さんに議論していただいたが。

○ 委 員

15番の報酬の件だが、宗像の視察で会長が「自分はボランティアで報酬は2万円だ」と言われていた。たまたま朝倉を訪れた人の話を聞いてみたら、その会長も同額だった。福岡県は統一されているのか。たまたまなのか同額なのか。

○ 会 長

統一はされていない。宗像に視察に行かれて同額にしたのかもしれない。福岡県が地域の役員報酬はいくらですよという統一見解を出していることはない。

○ 委 員

結局名誉職のようなものだ。

○ 委 員

名誉職でいいのか？

○ 委 員

それはダメ。

○ 委 員

市との交渉は会長がやるわけ？

○ 委 員

会長と事務局長が行う。

○ 委 員

それで2万円貰ったって割に合わない。

○ 委 員

割に合う合わないではなく、なり手がいないだろう。

○ 委 員

事務局長ほどもらう必要はなくても、ある程度はあげないと。

○ 委 員

事務局長はいくらもらっているの？

○ 委 員

それは誰も聞かなかった。

○ 委 員

任期が1年ということが引っ掛かって聞かなかった。再任を妨げないとなっているが・・・

○ 委 員

鳥栖市は任期をどのくらいと考えているの？

【事務局】

最低2年。よければ3年くらいは必要かなと。勿論再任は妨げない、と考えています。

○ 委 員

2、3年でコロコロ変わったら組織は回らない。

○ 委 員

それは行政でちゃんと考えてもらう。

○ 委 員

これはここで決める問題ではないと思う。行政で考えて、これくらいでいかかでしょう、と提案があって我々で考える問題だと思う。

【事務局】

自治組織の会長とセンター長とでは明確に考え方は変わってきます。ですから宗像でいわれている2万円の報酬は組織の会長のことなのかセンター長のことなのか、もう少し詳しく調べます。

○ 委 員

鳥栖の方針を出してくれば、それで行ける。

○ 会 長

ここで「事務局長には手厚く」というのは、少なくとも宗像よりは手厚いこうということなので、ここでの言いぶりとしては、任期は1年というのではなく、複数年でいく、報酬に関しては、他の事例で見るよりは可能な限り手厚くいく方向で行けないか。2万円ではちょっとしんど

いだろう、ということ。

○ 委員

それはしんどい。

○ 委員

正直言うとなり手がない。

○ 委員

非常勤にしても安すぎる。

○ 会長

飛躍した言い方になるかもしれないが、地域の課題がこれだけ大きくなって複雑化していくと、それを解決していこうとするときの骨になる人は、先々は地域職、つまりは地域を職域として何か確立していく世の中にならざるを得ないのかもしれない。それが今公務員としての役どころの中にあるのだろうと思いつつも、全体を担保しなければいけないことから、地域を担保する、つまり範囲を少し狭めたところの職域が必要なのかなと思う。これはあくまで私の勝手な思いなのだが。

冒頭に委員から発言があった参加をしやすくするとか、担い手を拡大するために規約・ルールを見直して、各団体が新体制に移行していくことについては、26番の準備期間の中で追記的に書いていただくといいのかなあと思っている。それか25番でもいいかもしれない。これは事務局の方でバランスを見て書き足してくればありがたい。

○ 委員

これは大事だと思う。老人だけでなく、住民の意識とパワーをもらわないと、このコミュニティ組織はできない。

○ 会長

ごめんなさい。12番がいい。12番に入れよう。

○ 委員

学習を計画して、そういう人たちを集めて、実際に動けるようにするというのが大事。

○ 委員

そして構成メンバーに入って部会に分ける。

○ 会長

そのための議論は今度の総会などでじわじわやっていただいて、組織決定をしていただいたり、詳細なルール変更をしていただくというのは、22年度から23年度冒頭にかけてやっていただくことになる。

前回内容の確認と修正、未決事項の検討というところは、今のような感じでよろしいか。何か感想でもいいので・・・

○ 委員

今日は私の知識外の話がほとんどだったので、部分的にしか発言しなかった。今まで公民館活動には全くノータッチだったので、皆様のご意見を聞いていてなるほどと思った。消防団としては極力協力していこうと考えている。

○ 委員

公民館が空いていなかったら老人福祉センターを借りられるのか？先日そのような事例があった。

【事務局】

それは許可していません。

○ 委員

結局は公民館で会議ができたが・・・

○ 委員

今はできなくても、拠点にするとき60歳以下でも使えるように規程を変更していかなければならない内容だと思う。

○ 委員

老人福祉センターで会議はできないから公民館で会議をせざるを得ない。老人福祉センターは無料だが、公民館は有料。予算も決まっているので、緊急な会議をするときは余計な金がいる。

○ 委員

PTAのような私たちの世代が入り込んでいくのが難しいとますます実感した。どうしたらみんなを引っ張っていけるのだろうかと考えさせられる。

○ 会長

今日は老人福祉センターが話題の中心だったので、馴染みの少ないシーンだったかもしれないが、逆の話もあると思う。例えばPTAの話になれば今とは違うことになったり、消防団であればまた同じこと。今までは縦割りのようなところがあった。知らない状況を打破していくとか、遠慮とか心の壁みたいな垣根を少しでも低くしていけるか。逆に低くしないと具合が悪い。今の一言は大事な一言だと思う。「入りづらい」ということを言える地域じゃないと難しい。これを遠慮していたらみんな沈んでしまう。これは避けたい。

○ 委員

PTAは母体が大きい。

○ 委員

PTAには力はあるが、なかなかそこにたどり着けないというか・・・

○ 委員

だが、今の公民館での運営委員会や会議などでは、必ずPTA代表に入ってもらっている。組織体ができればPTAがどんな活動をするのか見えてくると思う。

○ 委員

役員の任期が複数年というのがPTAには厳しい。他の団体と違って常に新しい体制で入り込んでいくことになるので、意識を持つことや引継ぎがうまくいくのかなあという不安はある。

○ 会長

そのあたりの微調整はせざるを得ないだろう。でも少なくとも自治組織の中心を担っている会長や事務局長が毎年毎年入れ替わっていくことはないだろう。部会長とかは1年で交代することもあるかもしれない。

○ 委員

意識のある人がPTAを抜けていくと、次に入っていく場所がないのはもったいないと思う。

○ 会 長

PTAは子どもが卒業したら終わり、みたいなどころがあって、そのOBやOGが別の場所で活躍していくことも大事だ。

○ 会 長

個別の論点整理はこのあたりで収める。次に今後の委員会の進め方に入る。事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

資料3 説明

○ 会 長

日程については、月1回のペースで進めており、年明けの1月15日には第7回の委員会、このときには提言の素案が出るので文言を皆さんで議論いただく。第8回が2月8日、これが日程の追加になるが、まず30分ほど我々でこれでよろしいかという確認をしたあとで、2時から市3役をはじめとする市執行部に対して、直接提言を出すことにする。提言を出すにあたっては、ただ紙を渡して穏やかに終わり、というだけじゃなく、議論に至った背景とか我々がこれに込めた思いとか、こんなことがあった、あんなことがあったということも含めて、皆さんに一言ずついただきたい、と私は考えている。感想でも結構、こんなことが大変だったんだ、こうしたいから行政もしっかりガンバレ！というメッセージでも結構、委員会全体で提言書という紙に載せて渡したい。単なるセレモニーに終わらせたくない。地域側がこれだけ大きく変わろうとしているので、行政側も変わってもらわないと困る、というところを強く言う必要があると思うので、皆様のお力をお借りしたい。

この日程について、皆様方いかがが？

○ 委 員（複数）

大丈夫だ。

○ 会 長

特に2月8日は万障お繰り合わせのうえで是非ご参加いただきたい。

今年最後の会議だったが、皆様のご参加とご協力に感謝する。何をもっても10年後をどうするのかを踏まえた議論であったし、この機会を通じてお互い知り合うとか遠慮なくやれることを願っている。どうぞ良いお年を。

(終了 15:40)